

## 変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問入浴・介護予防訪問入浴）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更							加算		休止	再開	廃止			
				運営規程														
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	専用区域又は施設の建物の構造・	協力医療機関	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	サービス提供体制強化加算I	中山間地域の小規模事業所	介護職員処遇改善加算	休止	休止から再開
変更があった事項																		
	変更届出書（様式第4）	○	○	○	○	○	○	○ 注9	○	○ 注10	○	○ 注1	○	○	△	△		○
	法人の登記事項証明書の写し	○																
	事業所一覧	○ 注2	○ 注2															
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）	△				△ 注3	○	○	○	○ 注1	○	○	○	○	△	△		△
	運営規程	△				△ 注3	○	○	○	○ 注1	○	○	○	○	△	△		○
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」 (参考様式1)【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○ 注3 注4				○ 注1								○
	関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式7）					○												
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○ 注4												
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】 ・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真									○ 注1			●					
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）			○ 注5				○										
	協定書・連携契約書（診療科目が分かるものを添付）					○												
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）												○	○	○			
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○			
	同一の建物に居住する利用者に係る届出書（別紙5）																	
	サービス提供体制強化加算届出書（別紙15）												●					
	サービス提供体制強化加算計算書（別添3）												●					
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）												●					
	休止届出書（様式第6）												○ 注6					
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引離状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等												○ 注6					
	再開届出書（様式第5）												○					
	廃止届出書（様式第6）												○					
	・利用者の引離状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本												○					
	介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）												○ 注7		○ 注7			

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出ください。

注3) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注6) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注7) 介護職員処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注8) 介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覗ください。

注9) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注10) 市郡を超える移転の場合は面接の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

\*届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください